

平成25年度 使用料の設定について

◆道路占用料

1 内容

区 分		金 額		
		1 級地	2 級地	3 級地
太陽光発電設備及び風力発電設備	1㎡1年 につき	2,300円	1,540円	1,050円
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設		近傍類似の土地の時価に 0.028を乗じて得た額		

2 使用料の額の考え方

国の道路法施行令の改正内容に合わせ、太陽光発電設備及び風力発電設備については級地ごとに占用料を設定し、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設については国に準拠して占用しようとする土地の時価を基準として占用料を設定する。

3 実施時期 25年4月1日

4 増収見込額 ー 千円
(通年ベース)